

文部時報

昭和五十三年四月
第一二二一号

特集 昭和五十三年度文教行政の展望

新聞記者のみた五十三年度文教予算	黒羽 亮一	4
昭和五十三年度文部省所管予算について	宮地 貫一	11
文教施策樹立のための調査・研究	岡本 昭	19
初等中等教育の充実	古村 澄一	22
高等教育の計画的整備の推進	阿部 充夫	33
学術研究の振興	植木 浩	43
国際交流・協力の推進	七田 基弘	49
社会教育の振興	山中 昌裕	55

体育・スポーツの振興と

学校保健、学校給食の充実

北橋 徹 62

私学の振興

塩津 有彦 69

文教施設整備計画

佐藤 譲 74

文化行政の振興

山本 研一 80

文部省行政組織の整備と税制改正

大崎 仁 90

〔随 想〕 叙勲後日譚

高村 象平 92

〔霞が関ニュース〕

生涯教育と教育費など

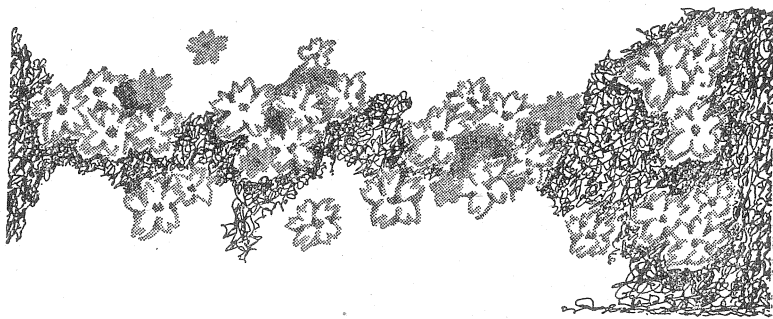
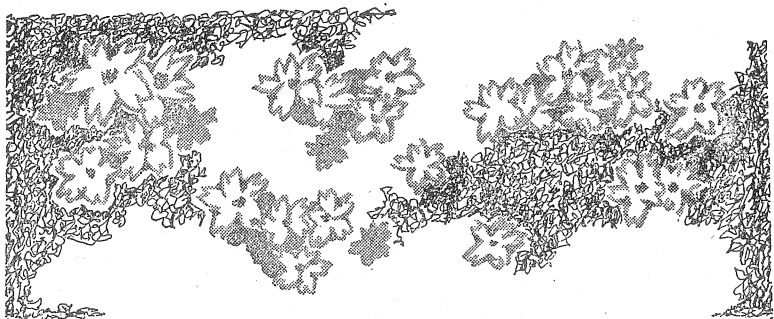
95

文化財 写真と解説

1

表紙 小林 敏子

カット 赤羽根秀一



文化行政の振興

―芸術祭主催公演の大阪開催、舞台芸術作品の創作奨励、国宝・重要文化財等保存修理の充実、国立演芸資料館（仮称）の開館など―

山 本 研 一

文化庁関係の昭和五十三年度予算額は、三三四億五六四万三、〇〇〇円で、これは昭和五十二年当初予算額二七八億六、八二二万五、〇〇〇円に比べて、五五億三、七四二万八、〇〇〇円（二九・九％）の増額となっている。（官庁管轄費を含めた総額は三四〇億三、九〇二万円である。）

これを主要事項別にみると、まず芸術文化の振興では、地方文化の振興を図るため、移動芸術祭の公演種目の増、地方芸術文化活動費補助の充実、地方文化施設整備費補助の拡充

等を行い、また創作活動等の助成についても、新たに、芸術祭主催公演の大阪開催、優れた舞台芸術作品の創作奨励を行うほか、民間芸術関係団体の助成等の充実を図っている。

次に、文化財保護の充実については、国宝重要文化財等の保存修理、埋蔵文化財調査等の諸施策を充実するため、引き続き所要の経費を計上するとともに、無形文化財、民俗文化財等の保護にも留意し、その助成を図ることとしている。

また、文化財の公有化を促進するほか、文化財保存施設費

補助の増額等、その整備を進めることとしている。

国立の文化施設の整備については、国立演芸資料館（仮称）を昭和五十三年度中に完成し、開館の運びとするともに、国立歴史民俗博物館（仮称）の建設工事を進めるほか、第二国立劇場（仮称）、国立文楽劇場（仮称）については、それぞれ基本設計準備等を行うのに必要な経費を計上している。また国立能楽堂（仮称）についても、基本設計料、用地取得費等を計上し、その設立準備を推進することとしている。

以下、文化庁の予算及び事業の概要を、「芸術文化の振興」、「文化財保護の充実」、「国立文化施設の整備」に分けて、概説することとする。

芸術文化の振興

昭和五十三年度の芸術文化関係の予算は、本庁及び各附属機関の人件費を除き、六四億八、〇八九万円であり、前年度予算に比し、一一億三、七五四万円の増（二・二％）となっている。

一 地方芸術文化の振興

(一) こども芸術劇場

六歳から一三歳までの小・中学校の児童・生徒を対象に一流

芸術家による優れた児童劇、バレエ等を無料で鑑賞する機会を提供する事業で、昭和四十九年度から実施している。昭和五十三年度は公演費の単価増を図り前年度と同じく五種目一八八回の公演を行う経費一億五、四七七万円を計上している。

(二) 青少年芸術劇場

一四歳から一九歳までの青少年を対象に、一流芸術家による優れたオペラ、バレエ、歌舞伎等を無料で鑑賞する機会を提供する事業で、昭和四十二年度から実施している。昭和五十三年度は、公演費の単価増を図り、全国で八種目計一九二回の公演を行う経費二億九、一二九万円を計上している。

(三) 移動芸術祭

移動芸術祭は昭和四十六年度から実施しているが、昭和五十三年度は春季について従来の歌舞伎、新劇、交響楽、オペラ、バレエ、邦楽・邦舞にミュージカルを加えた七種目とし、春季一〇三公演、秋季九種目一七六公演を実施する経費四億三九九万円を計上している。

(四) 美術展の開催

国立美術館と公立美術館の協力企画による巡回美術展、日展、院展等の受賞作品の巡回展及び各県で開催される県展から優れた作品を選抜して展示する県展選抜展の経費として九

二九万円を計上している。

(五) 地方芸術文化活動費補助

(1) 県高校文化祭等補助

従来の都道府県文化活動費補助と高校演劇、音楽、邦楽祭（高校文化祭）等を統合し、県高校文化祭等補助とした。この補助金は、地方における芸術文化活動の振興を図るため、都道府県が主催する高校生の演劇、音楽、美術、邦楽等の文化祭の県大会及び全国大会を補助するもので高校生の文化活動を助長し、高校生の全人的発達に資するものである。また、都道府県が行う音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の事業を含めて補助することとし、八、六四五万円を計上している。

(2) 参加する文化活動費等補助

地域における住民が単に芸術文化を享受するにとどまらず、積極的に各種の芸術文化活動に参加できるようにするため、市町村が行う各種の芸術文化活動行事（文化施設の行う自主事業を含む）を補助する経費一億三、三〇〇万円を計上している。

(3) 指導者の派遣等

地方におけるアマチュア芸術文化活動の振興を図るため地方の要請に応じて指導者を派遣するとともに、地方における

芸術文化活動のリーダー等に対する研修会を開催するための経費九九四万円を計上している。

(六) 地方文化施設の整備

地方芸術文化推進の拠点として重要な役割を果たしている文化施設（芸術文化活動の発表の場ともなり、舞台芸術鑑賞の場ともなる劇場、音楽ホール、美術展示場等の機能をもつ施設）の整備については、さしあたり人口一〇万人以上の都市及び広域市町村圏の中心都市で文化施設未設置の都市からという方針で昭和四十二年度からその建設に対して補助を行っている。

この文化施設整備費補助は昭和五十二年の一館当たり単価七、〇〇〇万円を昭和五十三年度には七、五〇〇万円に増額するとともに、施設数も一四館から一六館に増やし、一二億円を計上している。

また、都道府県域をこえた地域における文化拠点となる大規模な文化施設を設置する地方公共団体に対し、その設置に必要な経費の一部を補助する特別文化施設整備費補助金は、五十二年度に引き続き一施設分の二億円を計上している。

二 創作活動の助成等

(一) 芸術祭及び芸術選奨

毎年秋に実施している国の芸術祭については、その実施種

目として従来の邦楽・邦舞、交響楽、オペラ、バレエ、モダンダンス、演劇、大衆芸能、民族芸能・民謡の八種目に能楽を加え、九種目としたほか、新たに大阪においても芸術祭主催公演を開催することとし、そのための公演費等八、四五一万円を計上している。

また、芸術各分野において年間に優れた業績をあげた者及び優れた新人を選奨する芸術選奨については、文部大臣賞、文部大臣新人賞を授与するほか、新たに、従来の芸術選奨に加え、優れた舞台芸術作品の創作を促すため、独創的な優れた舞台芸術作品を広く募り、優秀作品に特別賞金を交付するための経費一、九五一万円を計上している。なお新人美術作品買上経費として二七五万円を計上している。

(二) 芸術家の研修

(1) 芸術家国内研修

我が国芸術文化の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等の各分野における新進芸術家を国内の専門研修施設で研修させることとし、三〇名に対し、年額四〇万円の研修費を支給するための経費一、一四五万円を計上している。

(2) 芸術家在外研修

美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術・舞台照明等の

各分野から将来性に富む新進の芸術家を選んで海外に派遣

し、専門分野について実地に研修させ、有為な人材の育成に資するもので、昭和四十二年度から実施している。昭和五十三年度は昭和五十二年同様研修期間一年の研修員二八名、研修期間二年の研修員四名を派遣するための経費一億三、九五八万円を計上している。

(三) 芸術文化関係団体の事業に対する助成

芸術文化の向上普及のため従来から、創作活動、地方芸術文化振興、在京オーケストラ助成、青少年等への芸術普及、芸術文化資料の整備、芸術文化の国際交流等の事業を活発化し、その促進充実を図るため、芸術文化団体が行うこれらの事業に対して補助しているが、昭和五十三年度は、五十二年度より一億四七万円増の一〇億四七万円を計上している。

(四) 優秀映画の促進

前年度に引き続き、優秀映画の製作促進のための奨励金一億円（一本一、〇〇〇万円、一〇本分）及び子ども向けテレビ用優秀映画の製作促進のための奨励金（一本六〇〇万円、五本分）の交付を行い、映画の質の向上を図ることとしている。

(五) その他

(1) 外国人に対する日本語教育

国際交流の活発化に伴い、外国人に対する日本語教育を充実発展させる必要性が増大しつつあるが、昭和五十三年度は、この日本語教育推進のための調査研究開発の促進を図るため四三七万円を計上するとともに国立国語研究所の日本語教育センターの充実を図るため同研究所の経費に四、六三九万円を計上している。

(2) 国語施策の改善等

国語審議会において引き続き国語施策の改善の具体策について審議するとともに、国語施策についての意見調査、国語審議会答申の新漢字表の作成配布及び国語問題研究協議会の開催、教育における国語問題の調査、国語に関する普及資料の作成・配布、各地方言収集緊急調査補助事業等を行うための経費として、三、九六四万円を計上している。また新たに国語施策策定事業等の沿革資料を作成するための経費二〇五万円を計上している。

(3) 著作権思想の普及

著作権思想の普及徹底を図るため講習会を開催するほか、我が国の著作権制度に対する海外の認識を深めるため、同制度の概要を紹介する欧文パンフレットを作成・配布する等の経費として一、〇四一万円を計上している。また、新しい著

作権問題に関し、具体的な解決方を求めるための研究協議会を開催するための経費として一四四万円を新たに計上している。

(4) 宗務行政の充実

昭和四十八年度から実施している諸外国の宗教事情調査を引き続き行うほか、宗教法人の運営に関する諸問題について、自主的な研究協議を行い、その成果を今後の宗教法人の運営や、宗務行政の参考に供するための経費として四三二万円を新たに計上している。

三 国立美術館等整備運営

(一) 東京国立近代美術館

収蔵庫新営工事のため、二年計画の第一次工事費として、一億二、四七一万円を計上しているほか、特別展「世界現代工芸展」「色絵磁器展」開催経費等を含め三億三、八二一万円を計上している。

(二) 京都国立近代美術館

特別展「ヨーロッパのポスター芸術―その源流から現代まで―」開催費を含め一億四、九〇四万円を計上している。

(三) 国立西洋美術館

国立西洋美術館新営のための官庁営繕費による建設費三年

計画の第二次分六億三、三三八万円を計上しているほか、特別展「ヨーロッパの風景画」開催費を含め二億六、三二七万円を計上している。

(四) 国立国際美術館

特別展「現代世界のデザイン」開催費を含め、二億四、〇〇〇万円を計上している。

(五) 国立国語研究所

昭和四十九年に新設した日本語教育センターに日本語教育教材開発室員一名の増員を図ることとしたほか、辞典編集経費を含め二億三一八万円を計上している。

(六) 日本芸術院

日本芸術院戦後三〇年特別記念事業として日本芸術院史の刊行（三か年計画の一年次）を行う経費を含め二億六、六八三万円を計上している。

文化財保護の充実

昭和五十三年度の国の文化財保護関係予算は、本庁及び各附属機関の人件費を除き、二二三億二、三二四万円で、前年度当初予算に比し、金額で四一億一四万円、伸び率で二一・四％の増となっている。

一 国有文化財の保存等

国有文化財である北海道大学農学部第二農場、旧帝国京都博物館、旧緒方洪庵住宅、高松塚古墳壁画等の保存修理を実施し、また、東福寺三門、木造如意輪観音坐像、釜尾古墳等の模写模造を行うための経費等、四億三、七一四万円を計上している。

二 有形文化財保存等の補助

(一) 建造物

重要文化財建造物の修理事業として東大寺金堂、神部浅間神社、日光二社一寺等の修理に要する補助金二六億六、四九〇万円、また、防災事業等として、警報設備・消火設備・避雷設備の設置（一般防災）、法隆寺総合防災設備の整備（特殊防災）を行うとともに、火除地の設定等の環境保全事業、民家保存管理施設の設置に要する補助金四億九、八一〇万円を計上している、このほか、旧トーマス邸（神戸市）の買上げ、民家及び近世社寺建築の緊急調査に要する補助金として六、四二七万円を計上している。

(二) 美術工芸品

重要文化財美術工芸品についても、建造物の場合と同様、修理事業及び防災事業等を行うこととし、修理事業に要する

補助金一億五、〇〇〇万円、防災事業として消火設備等の一般防災設備の設置及び保存庫等の保存施設の設置に要する補助金一億一、〇一八万円を計上している。このほか、古文書及び歴史資料の調査に要する補助金二、五八一万円を計上している。

(三) 記念物

史跡名勝天然記念物については、史跡等に指定された都城跡、旧宅等の修理、保存管理・普及のための保護囲柵、説明板等の設置に要する補助金六億八、八八二万円を計上している。この中には、古来、人や文物の交流の舞台となってきた古い道や水路を、それに沿う地域に残された文化遺産や周囲の環境も含めて総合的・集約的に保存整備を図る事業を新規に行うこととし、これに要する補助金一億円が含まれている。また、絶滅の危機に瀕しているトキ、タンチョウ等の天然記念物の給餌、人工増殖等の事業に要する補助金五、七四七万円を計上しているほか、史跡等の保存管理計画を策定する事業に要する補助金、天然記念物緊急調査に要する補助金等二、二七一万円を計上している。

(四) 埋蔵文化財

近年における開発事業の急激な進展は、埋蔵文化財の保護

三、〇〇〇万円を計上している。

三 無形文化財等の助成

(一) 無形文化財

人形浄瑠璃、文楽、能楽、友禪、蒔絵等の重要無形文化財の保存と活用を図るため、伝承者の養成事業として文楽協会等に対する補助金一億三、〇八二万円、公開事業として日本伝統工芸展等の公開に要する補助金四五六万円を計上している。また、重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）に対して、技の維持向上と伝承者の養成に資するため、重要無形文化財保存特別助成金一億五〇〇万円を計上している。このほか、特殊法人国立劇場に対して、伝統芸能の保存振興のため、その公開、伝承者養成事業等に要する経費として、昭和五十四年二月開館の運びとなる演芸資料館運営費を含め、一八億二、八七七万円の補助金を計上している。

(二) 民俗文化財

秩父祭屋台、農村歌舞伎舞台等の重要有形民俗文化財の保存については、修理・防災事業に要する補助金三、二五四万円を計上している。また、調査事業として、アイヌ民俗文化財の特別調査や、全国各地の方言を調査し、この記録・保存を行う各地方言収集緊急調査等に要する補助金四、六七一万

に重大な影響を及ぼしているが、このような情勢に対処するため、埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に先立って行う発掘調査に要する補助金一億、一〇〇〇万円のほか、特に大規模な開発が予想される地域に所在する遺跡についての詳細な分布調査や、重要遺跡についてその範囲と性格等を究明するための重要遺跡確認緊急調査に要する補助金八、一四五万円を計上している。また、重要遺跡についてその周知徹底と保存対策樹立のため基礎資料を作成する事業に要する補助金として二、〇〇〇万円を、さらに、新規に、発掘調査によって検出された木製遺物、金属製遺物等について保存処理を行い、永久保存を図るための埋蔵文化財出土遺物保存処理事業に要する補助金として二、五〇〇万円を計上している。

(五) 伝統的建造物群

重要伝統的建造物群保存地区について、市町村が行う修理事業、防災事業、調査等に要する補助金として一億二、五〇〇万円を計上している。

(六) 管理費等

各都道府県に置かれている文化財保護指導委員等が県内の指定文化財について随時巡視を行い、所有者等の関係者に対し指導・助言をする文化財パトロール事業に要する補助金等

円を計上している。

次に、幸若舞（福岡県）、壬生狂言（京都府）、花祭（愛知県）等の重要無形民俗文化財の保護については、伝承者養成事業として五三の保存団体に対する補助金五、三〇〇万円及び民俗芸能大会等の公開事業に対する補助金等一、一七六万円のほか、新たに、アイヌ民俗文化財の映画製作、人間の一生における誕生、結婚等の通過儀礼の映像記録作成等に必要な補助金一、五六〇万円を計上している。

(三) 文化財保存技術

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能である建造物修理技術、彫刻・工芸品修理技術、屋根葺技術等の文化財保存技術の保護については、伝承者の養成、技術・技能の錬磨及び記録作成に資するため、選定保存技術の保持者を二人から二四人に増やし、また、保存団体は、浮世絵木版画技術及び阿波藍製造技術を新たに補助の対象とし、七団体から九団体に増やし、総額五、七四一万円の補助金を計上している。

四 文化財等の公有化促進

(一) 重要文化財等買上げ

国民共通の遺産として価値の高い国宝・重要文化財等で、

国において保存活用を図る必要があるものを買上げる経費として一六億七、五〇〇万円を計上している。

(二) 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上げ

平城宮跡や飛鳥・藤原地域は、我が国の歴史上その意義が特に重要なものであるため、その保存のため毎年重点的に予算を計上してきている。平城宮跡については、東院跡地等の買上げに要する経費三億三、九四八万円、また、飛鳥・藤原地区については、飛鳥・藤原宮跡等の買上げに要する経費五億六、〇〇〇万円を計上している。

(三) 史跡等買上げ補助

開発事業等による破壊から史跡等を恒久的に保存するため、地方公共団体が行う公有化に要する経費として前年度に比し六億五、〇〇〇万円増の六一億五、〇〇〇万円の補助金を計上し、公有化の促進を図ることとしている。

五 文化財保存施設整備費補助

重要文化財、重要有形民俗文化財等を火災等の災害から保護し、盗難、虫・カビ等の害から守るため、收藏庫等の保存施設の設置に要する補助金一億四、七三九万円を計上している。

また、地域社会の民俗文化財等について、総合的な保存活用を図るための施設として歴史民俗資料館の建設を推進する

こととし、県立二館、市町村立は、対前年度一〇館増の四五館分の建設に要する補助金二億五、五〇〇万円を計上しているほか、埋蔵文化財出土品等の研究・收藏の機能を有する埋蔵文化財調査センター四館の建設に要する補助金一億三、〇〇〇万円を計上している。

六 国立博物館等整備運営

東京・京都・奈良の国立博物館の運営費については、陳列品購入費として、三億五、五三〇万円、奈良国立博物館の「日本仏教美術の源流」など特別展開催のための経費として一億八、三五〇万円を計上している。そのほか、東京国立文化財研究所に招へい研究員制度を設け、この経費として二九九万円を計上している。

また、施設整備については、京都国立博物館に文化財修理所を新営することとし、二年計画の第一年次分として一億八、二九九万円を新規に計上しているほか、奈良国立文化財研究所の庁舎統合移転経費六億一〇万円等総額一一億二、四三二万円を計上している。

国立文化施設の整備

一 国立演芸資料館(仮称)開館

落語、講談、浪曲、漫才等の伝統的な大衆芸能の資料の保存活用、技芸の継承を図るため、国立演芸資料館(仮称)を設立することとし、昭和四十九年度から設立準備に必要な経費を計上してきており、昭和五十一年度には東京都千代田区の国立劇場の隣接地に建設用地を購入、昭和五十二年度には実施設計の策定を行い、建設工事に着手しているが、昭和五十三年度中には開館の運びとするため、工事費、運営費等一〇億九七万円を計上している。

二 国立歴史民俗博物館(仮称)の建設推進

国立歴史民俗博物館(仮称)は、我が国の考古資料、歴史資料及び民俗文化財を収集・保管・展示するとともに、情報サービス及び教育普及活動を行い、もって国民はじめ広く世界の人々が我が国の歴史と民俗に親しみ、その知識と理解を深めることを目的として設立するもので、建設場所は千葉県佐倉市の佐倉城跡である。昭和五十三年度は、前年度に引き続き建設工事を実施することとし、施設整備費二・三億九、四〇二万円を計上している。また博物館資料買上げ、資料製作等の経費二億三、一五三万円を計上している。

三 第二国立劇場(仮称)設立準備

現代芸術のための第二国立劇場の設立については、昭和四

十六年度から調査費を計上し、昭和四十七年十二月には第二国立劇場設立準備協議会が発足し、その目的、性格、事業、施設等の基本的な考え方についての慎重な検討が行われているところである。昭和五十二年度は、施設計画の策定等を行い、昭和五十三年度においては、協議会において、いっそう具体的な調査検討を行うほか、基本設計の準備等を行うこととして、二、三〇〇万円を計上している。

四 国立能楽堂(仮称)及び国立文楽劇場(仮称)の設立準備

国立能楽堂(仮称)については、東京通産局跡地に設立することとし、昭和五十三年度はその建設用地購入及び基本設計を行うための経費として二億二、三四〇万円を計上している。

また、国立文楽劇場(仮称)については、基本設計準備等を行うための経費として一、一五二万円を計上している。

五 国立文化施設整備調査研究

美術に関する国立の文化施設の整備について、施設の種類、規模、配置等のあり方を全国的な見地から調査研究を行うため、新たに一、五八二万円を計上している。

(文化庁長官官房会計課長)

〔特集・生涯教育〕

＊誌上構成＊

生涯教育についての私の意見

「生涯教育についての私の意見」を読んで

諸岡 和房

生涯教育の理念

森 隆夫

生涯教育と学校

山本 恒夫

△解説▽

生涯教育に関する文献

石坂 和夫

生涯教育関連諸調査

森 正直

△資料▽

生涯教育に関する答申・報告類

大臣官房企画室

△現地ルポ▽

秋田県における生涯教育事業

今野 雅裕

△対談▽

これからの教育

坂本 二郎・木田 宏

編集後記

◇例年、新年度第一号の四月号では、「文教行政の展望」特集で、文教予算の紹介を行ってきております。今年是一般の読者の皆さんに興味深く読んでいただけるように少しおもむきをかえてみました。

◇例えば、文教行政の担当者ではない方の目から、ことしの文教予算がどう見えるかということについて、日本経済新聞論説委員の黒羽氏に書いていただきました。

また、文部省側の解説も予算事項の列挙にとどまらず、できるだけ施策の動向をわかりやすく解説していただきました。

◇活字も全体に大きくしてみました。いくらかでも読みやすくなったでしょう。

◇今月号から、文化財の写真と解説を入れ、目次を二ページたて組に、また表紙3の絵をカラーにしました。

◇来月号から新しい連載「世界の民族」が始まります。御期待ください。

MEJ 61 月刊 「文部時報」 4月号 第1211号

文 部 省

昭和53年4月5日 印刷
昭和53年4月10日 発行

著作権
所 有

発行所 株式会社ぎょうせい
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京 9-161番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 200円 (〒33円)

年間購読料 2400円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店をお願いします